

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年6月11日(2015.6.11)

【公表番号】特表2014-517605(P2014-517605A)

【公表日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-038

【出願番号】特願2014-510912(P2014-510912)

【国際特許分類】

H 01 Q 1/44 (2006.01)

H 01 Q 1/22 (2006.01)

【F I】

H 01 Q 1/44

H 01 Q 1/22 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

モバイル装置であって、

プリント回路基板と、

ワイヤレストランシーバと、

接地面を有し、前記ワイヤレストランシーバに結合されるアンテナと、

接地面に導電的に結合される第1の導電性の接地面伸長部と、

モバイル装置のユーザの頸部から該モバイル装置を支持するように構成される首紐とを有し、

前記第1の導電性の接地面伸長部が、前記首紐の第1の端部に組み込まれ、第2の導電性の接地面伸長部が、前記首紐の第2の端部に組み込まれる、モバイル装置。

【請求項2】

前記ワイヤレストランシーバが、低いセルラ帯域及び高いセルラ帯域の一方で通信するように構成される、請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項3】

前記第1の導電性の接地面伸長部が、コネクタ、ハンダ接合部、スクリュー、並びにナット及びボルトのうちの1つによって、接地面に導電的に結合される、請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項4】

前記アンテナが、Lアンテナ、逆Lアンテナ、平板逆Fアンテナ、ループアンテナ、結合されるラインアンテナ、折り畳みモノポール、3Dメタルアンテナ及びヘリカルアンテナのうちの1つである、請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項5】

前記モバイル装置がヘルプボタンを更に有し、前記ヘルプボタンの押下は、ユーザに緊急時サービスを提供するコールセンターとの通信を起動する、請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項6】

前記第1の導電性の接地面伸長部が、剛性及び可撓性の一方である、請求項1に記載の

モバイル装置。

【請求項 7】

前記第1の導電性の接地面伸長部が、シングルコア及びマルチストランドの一方である、請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項 8】

前記第1の導電性の接地面伸長部が、第1の接点及び第2の接点において接地面に結合されるループである、請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項 9】

前記第1の導電性の接地面伸長部が、前記首紐によって囲まれ、又は前記首紐に端と端で結合される、請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項 10】

前記第1の導電性の接地面伸長部が、前記モバイル装置のハウジングに前記首紐を結合するように適応される、請求項1に記載のモバイル装置。

【請求項 11】

アンテナアセンブリであって、

接地面を有し、ワイヤレストランシーバに結合されるように適応されるアンテナと、接地面に結合される第1の導電性の接地面伸長部と、

モバイル装置のユーザの頸部から、前記アンテナをもつモバイル装置のハウジングを支持するように適応される首紐とを有し、

前記第1の導電性の接地面伸長部が、前記首紐の第1の端部に組み込まれ、第2の導電性の接地面伸長部が、前記首紐の第2の端部に組み込まれる、アンテナアセンブリ。

【請求項 12】

前記アンテナは、低いセルラ帯域及び高いセルラ帯域のうちの一方で通信するワイヤレストランシーバに結合されるように適応される、請求項1_1に記載のアンテナアセンブリ。

【請求項 13】

前記第1の導電性の接地面伸長部は、コネクタ、ハンダ接合部、スクリュー、並びにナット及びボルトのうちの1つによって、接地面に導電的に結合される、請求項1_1に記載のアンテナアセンブリ。

【請求項 14】

前記アンテナは、Lアンテナ、逆Lアンテナ、平板逆Fアンテナ、ループアンテナ、結合されるラインアンテナ、折り畳まれたモノポール、3Dメタルアンテナ及びヘリカルアンテナのうちの1つである、請求項1_1に記載のアンテナアセンブリ。

【請求項 15】

前記第1の導電性の接地面伸長部が、シングルコア及びマルチストランドの一方である、請求項1_1に記載のアンテナアセンブリ。